

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の 見直し案に対する意見の募集



環境省は、土壌汚染対策法に基づく特定有害物質等の見直し案についてまとめ、平成 30 年 11 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行いました。見直し案では、「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第 3 次答申)」等を踏まえ、土壌汚染対策法に基づく以下の告示について所要の改正が行われており、平成 31 年 4 月 1 日に施行予定です。

- ①土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号)
- ②地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 17 号)
- ③土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号)
- ④土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)

<改正案の概要>

1.特定有害物質の見直し

- ・上記告示①～③において「シス-1,2-ジクロロエチレン」を「1,2-ジクロロエチレン」に改正する。等

2.土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 16 号)に規定される試薬等の見直し

(1)試薬(第 2 測定方法 2.試薬関係)

- ・混合標準液の原液について、「すべての試料採取等対象物質を 1mg/ml 含む混合標準液の原液」に改正する。等

(2)分析装置(第 2 測定方法 3.器具及び分析装置関係)

- ・加熱脱着装置を装着したガスクロマトグラフを使用することができることとする。

(3)測定機器への導入量等の操作(第 2 測定方法 4.操作関係)

- ・加熱脱着装置を介して分析装置に土壌ガスを導入する場合の導入量は、作成した検量線の範囲内に入るように調節する。等

3.土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成 15 年 3 月環境省告示第 19 号)における検液作成方法の見直し

- ・採取した土壌の風乾は、30℃を超えない温度で行うこととする。粗砕を行う際には、土粒子をすりつぶす等の過度な粉碎を行わないこととする。(付表 2 関係)
- ・塩酸溶液(1mol/l)の調製に用いる水については、日本工業規格 K0557 に規定する A3 又は A4 のものとする。(付表 3(1)、(2)、(3)関係)
- ・振とうの方向は水平方向とする。(付表 3(1)、(2)関係)

当社では、土壌汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 11 月 1 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 金井佑生

The Knights of Environmental Science 上水ってどんな種類がある？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL: www.knights.co.jp

水道は、水道水の供給対象となる施設や受水槽の規模、またそれ以外でも、厚生労働省の要領や各都道府県の条例等で規制を受ける水道等があります。

答えは下記URLからご覧いただけます。

<http://www.knights.jp/knightsreport/reports/KR09006.pdf>

お問い合わせはこちら